

名称等 土地収用法第42条に基づく公告・縦覧の実施について

担当 沼津駅周辺整備部 整備課

直通 055-934-4764 内線 2685

1 内容

沼津市では、鉄道高架事業に伴い、沼津駅近くにある貨物駅機能を原西部地区に移転する事業（新貨物ターミナル整備事業）を静岡県と共同で施行しており、新貨物ターミナルの早期の用地取得完了に向けて、先月18日に土地収用法に基づく裁決の申請及び明渡裁決の申立てを静岡県収用委員会へ行いました。

つきましては、このことに伴い同法第42条に基づき裁決の申請及び明渡裁決の申立てがあった旨の公告並びに裁決の申請及び明渡裁決の申立てに係る書類の縦覧を実施しますのでお知らせします。

(1) 日時

公告日：令和元年10月3日（木）

縦覧期間：令和元年10月3日（木）～17日（木）

※土日祝日を除く、8:30～17:00（開庁時間内）

(2) 縦覧場所

沼津市役所 沼津駅周辺整備部 整備課

(3) 備考

縦覧図書は地権者毎（8組）に編綴されており、各々をどなたでも閲覧することができますが、貸出はできません。

2 新貨物ターミナル整備事業の概要

(1) 名称

東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

(2) 施行期間

平成16年9月14日～令和8年3月31日

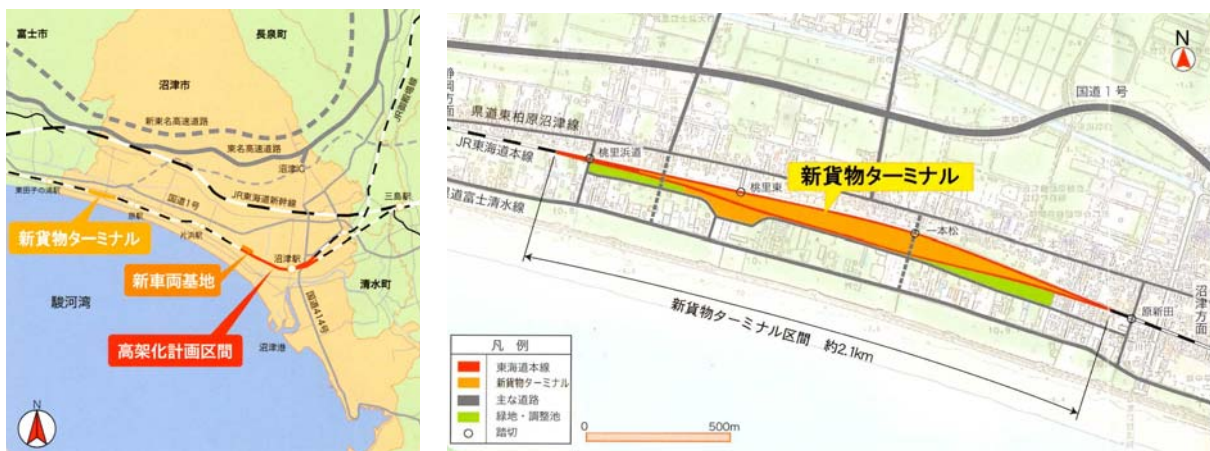
(3) 延長等

延長2,120m、幅員11～99m、面積約118,000㎡

(4) 事業地

沼津市原字鳥澤、一本松字上原及び字中原、桃里字林添及び字上原地内

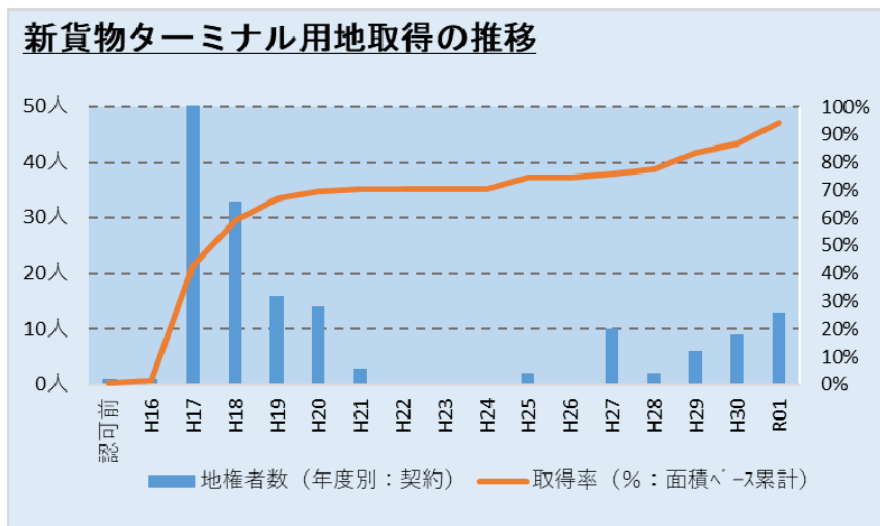
新貨物ターミナル位置図



3 用地取得の進捗状況等

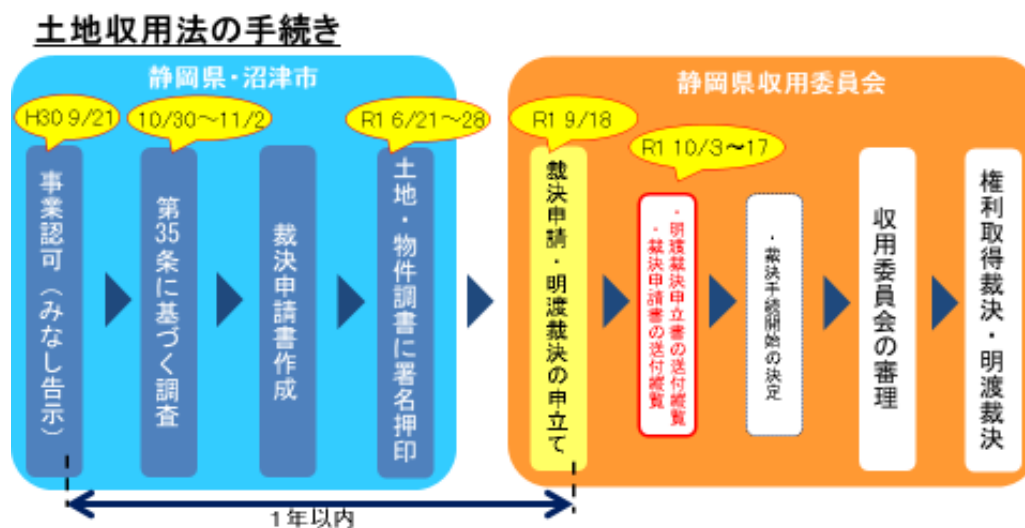
- ・平成16年度に事業認可を取得し、地権者数170人、取得必要面積92,658.97㎡から、用地買収を開始した。
- ・これまでに、地権者162人から87,324.56㎡の用地を取得し、用地取得率は94.2%となっている。
- ・令和元年9月18日に残り地権者8人の裁決申請等を実施したが、今後も任意取得の交渉に取り組んでいく。

新貨物ターミナル用地取得の推移



4 公告・縦覧の意義

- (1) 土地所有者、関係人及び準関係人（関係人に該当しない者であって、損失補償の決定によって権利を害されるおそれのある者）に対して、「意見書提出」*の機会を付与する。
- (2) 公告及び縦覧により、隠れた権利者を発見する。



* 意見書について

- ① 意見書に記載できるのは収用委員会の裁決事項に限られ、事業への反対など、収用委員会の審理の対象とならない事項を記載することはできない。（土地収用法第43条第3項）
- ② 審理の対象とならない事項を記載した場合は記載がなかったものとみなされ、審理において、その記載した事項に関する意見を申し立てることはできない。
（収用委員会の審理の対象とならない事項の例）
事業への反対、任意交渉における対応への不満、事業認可に誤りがあるとの主張など
- ③ 縦覧期間内に意見の申立てをしない場合は、審理において意見の申立てが制限される場合がある。